女性を狙った犯罪対策

性犯罪・痴漢・盗撮

路上や住宅での性犯罪被害や電車内での痴漢被害、階段やエスカレーターでの盗撮被害など、身近な日常生活の中で被害が発生しています。

被害を防ぐためには

路上では

- ■スマートフォンや携帯電話の操作、音楽を聞きながら歩く「ながら歩き」はやめましょう。
- ●夜間は人通りの多い、明るい道を通りましょう。時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。
- 階段やエスカレーターでは、後ろを確認し、バッグなどでスカートを 押さえて盗撮されないようにガードしましょう。
- ●深夜の独り歩きは避け、タクシー等を利用しましょう。
- ●防犯ブザーを外から見えやすく、すぐに使えるところにつけましょう。
- ●見知らぬ人から声をかけられたら、相手と距離をとりましょう。





自宅では

- ●在宅中も玄関の戸締りをしておきましょう。
- 就寝前は、ドアや窓は完全に施錠しましょう。
- ■玄関ドアの鍵や車両の鍵を開けた瞬間に、後ろから 室内や車内に押し込まれる事案も発生しています。 玄関ドアや車両の鍵を開ける前に、不審者がいない か周囲を確認しましょう。



●宅配便や点検等を装って、室内に入り込まれる事案が発生しています。来訪者の対応は、インターホンやドアチェーン等を活用し、用件や身分を確認しましょう。

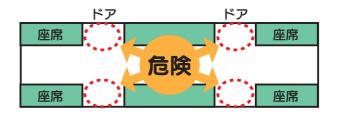
電車では

- 痴漢被害にあったら、犯人をにらむ、声を出す、手をはらうなど、「イヤ」という意思表示をしましょう。
- 110番通報、駅員を呼ぶ、周囲の協力を求めるなどして複数人で対応するようにしましょう。

痴漢が発生しやすい混み合う電車のドア付近



埼玉県警察 「てっけいまなびタイム」



ストーカー・DV(配偶者等からの暴力)

~ストーカーとは~

恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する恨みの感情から、相手やその家族につきまとうなどして不安を与え、生活の安全と平穏を害し、エスカレートすると、被害者の生命、身体、自由、名誉に対して危害を与える危険性が高い行為のことです。

ストーカー規制法では、次のような行為を繰り返し行うことを規制しています。

①つきまとい・待ち伏せ・見張り・押しかけ・うろつき、②監視していると告げる、③面会、交際等の要求、④著しく粗野・乱暴な言動、⑤無言電話、連続した電話・文書・FAX・電子メール・SNS メッセージの送付、⑥汚物等の送付、⑦名誉を傷つける行為、⑧性的羞恥心の侵害、⑨相手の承諾を得ずに GPS 機器等の位置情報を取得する、⑩相手の承諾を得ずに相手の持ち物に GPS 機器等を取り付ける

被害にあってしまったら

ストーカー被害は、自分だけで解決できる問題ではありません。

一人で悩まず、警察をはじめ、信頼できる人に相談しましょう。

警察では被害防止のためのアドバイス

や、行為者に対して警告や検挙等の対応 をとることができます。

被害が深刻になる前に、迷わず最寄り の警察署に相談してください。





~ DV とは~

配偶者(事実婚や元配偶者を含む)や同居する恋人など親密な間柄でふるわれる暴力のことです。被害者、加害者は性別を問いません。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力があります。

DV 被害にあってしまったら

DV 被害の相談は、配偶者暴力相談支援センター、最寄りの市町村 DV相談窓口、または警察署に相談してください。

加害者を引き離してほしい時は

被害者の申立てにより、地方裁判所が加害者に対して「保護命令*」を発令することができます。申立てについては、最寄りの配偶者暴力相談支援センターや警察署に相談してください。

- ※令和6年4月1日から、重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大しています。
- ◆被害者への接近禁止命令(1年間)
- 4つの命令

被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

- ●被害者への電話等禁止命令(1年間)
- ●被害者の子への接近禁止命令(1年間)
- ●被害者の子への電話等禁止命令(1年間)
- ●被害者の親族等への接近禁止命令(1年間)
- ◆退去等命令 2か月間 ただし、住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は申立てにより6か月間

保護命令には要件があります。主な要件は次のとおりです。

保護命令の要件

《接近禁止命令》

配偶者からの

身体に対する暴力 or

生命 / 身体に対する脅迫

自由 / 名誉 / 財産に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力

or

生命 / 身体に対する脅迫

or

自由 / 名誉 / 財産に対する脅迫

により

生命 / 心身に対する 重大な危害^{*}を 受けるおそれが大きいとき

《退去等命令》

配偶者からの

身体に対する暴力

生命/身体に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力 を受けること

により

生命 / 身体に対する 重大な危害^{**}を 受けるおそれが大きいとき

※「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。

※上記のほか、命令ごとに異なる要件があります。



被害を防ぐためには

- ●公共料金明細書などは細断して廃棄するなど、自分の個人情報の管理を徹底しましょう。また、スマートフォン等を他人に操作させないようにしましょう。
- 防犯ブザーをすぐに使える状態で持ち歩きましょう。
- 被害を受けたら、「いつ、どこで、どんな被害を受けたか」を記録しておきましょう。
- 相手からの申し出に対しては、断固拒否しましょう。
- 避難場所は親しい人にも絶対に伝えてはいけません。
- ●必要に応じて一時保護施設を利用し、安全な場所で生活することができます。配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村などに相談しましょう。(44ページに相談窓口を掲載しています)

